

香川県保育学生の修学援助に関する特別措置条例、香川県産業集積区域における県税の特別措置条例、香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例、香川県税条例の一部を改正する条例、香川県職員定数条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、香川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例、香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例、香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例、特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例、香川県企業誘致条例の一部を改正する条例、香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例、香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例、香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例、香川県警察署協議会条例の一部を改正する条例、香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、香川県美術工芸研究所条例を廃止する条例、香川県立保育専門学院条例を廃止する条例及び香川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成21年 3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀